

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及び
その実施について

制 定 令和5年3月2日付け4農産第4879号
一部改正 令和6年7月5日付け6農産第1412号
農林水産省農産局長通知

第1 定義

本通知における用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2 対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量について

肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。）第2章第2節（2）アにおける対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量は、対象原料ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- （1）りん酸アンモニウム 12万6千トン
- （2）塩化カリウム 7万8千トン

第3 備蓄開始日等の報告について

（1）農林水産大臣への報告の内容

法第48条第4項の規定に基づき、認定供給確保事業者（取組方針第3章第5節（1）ただし書きの事業者を除く。以下同じ。）は、次の（ア）から（ウ）までの場合について、農林水産大臣に報告するものとする。

（ア）肥料原料の備蓄を開始した場合

認定供給確保事業者は、自らの認定供給確保計画に定めた対象原料の備蓄について、それぞれの備蓄数量目標（取組方針第3章第2節の（1）に定める備蓄数量目標をいう。以下同じ。）以上の数量を恒常的に確保するに至った日（以下「備蓄開始日」という。）について、農林水産大臣に報告するものとする。当該報告に当たっては、備蓄開始日以降、備蓄数量目標以上の数量を恒常的に確保することを約するものとする。

（イ）肥料原料の在庫数量が一定の水準に達した場合

認定供給確保事業者は、供給確保計画を申請する年の直近3年間における年間平均輸入量又は使用量に対して12分の3以上のりん酸アンモニウム又は塩化カリウムの備蓄数量目標を自らの認定供給確保計画に定めた場合であって、当該年間平均輸入量又は使用量に対してりん酸アンモニウムにあつては12分の1、塩化カリウムについては12分の2以上の数量を恒常的に確保するに至った日（以下「備蓄準備開始日」という。）について、農林水産大臣に報告するものとする。当該報告に当たっては、備蓄準備開始日以降、当該年間平均輸入量又は使用量に対してりん酸アンモニウムにあつては12分

の1、塩化カリウムについては12分の2以上の数量を恒常的に確保することを約するものとする。ただし、備蓄準備開始日と備蓄開始日が同日の場合については、備蓄準備開始日の報告は不要とする。

(ウ) 肥料原料の備蓄の放出又は活用後に肥料原料の備蓄を再開した場合

認定供給確保事業者は、自らの認定供給確保計画に沿って備蓄したりん酸アンモニウム又は塩化カリウムの全部若しくは一部の放出又は活用を行った後、それぞれの備蓄数量目標以上の数量を改めて恒常的に確保するに至った日（以下「備蓄再開日」という。）について、農林水産大臣に報告するものとする。当該報告に当たっては、備蓄再開日以降、備蓄数量目標以上の数量を恒常的に確保することを改めて約するものとする。

(2) 認定供給確保事業者は、(1)の(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる報告について、それぞれ別添様式1、別添様式2及び別添様式3により行うこととする。

(3) (1)の報告を受けた農林水産大臣は、速やかに当該報告書の写しを肥料に係る安定供給確保支援法人である一般財団法人肥料経済研究所に通知するものとする。

第4 肥料原料の備蓄の放出又は活用

(1) 農林水産大臣への申請

認定供給確保事業者は、次のいずれかに該当する事実が生じ、認定供給確保計画に基づき備蓄した肥料原料の全部若しくは一部の放出又は活用を行う必要が生じた場合は、別添様式4により農林水産大臣に申請を行うものとする。

(ア) 肥料原料の輸出国からの供給量の減少による肥料原料の需給のひっ迫

(イ) 肥料原料の価格の著しい高騰による肥料原料の需給のひっ迫

(ウ) 災害による肥料原料の供給量の減少その他の要因による肥料原料の需給のひっ迫

(2) 農林水産大臣の承認

(1)の申請を受けた農林水産大臣は、備蓄した肥料原料の全部若しくは一部の放出又は活用が必要と認められる場合、必要に応じて放出又は活用を行う数量を示し、これを承認するものとする。

第5 認定供給確保事業者による期末在庫数量の報告

(1) 認定供給確保事業者による各月の期末在庫数量の報告

認定供給確保事業者は、第3(1)(ア)の備蓄開始日以降毎月、肥料原料の備蓄を行った月の翌月の10日まで（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の営業日までとする。）に、別添様式5により、当該月の各期における期末在庫数量を農林水産大臣に報告するものとする。

(2) 備蓄数量目標を下回った場合の理由書の提出

認定供給確保事業者は、備蓄開始日又は備蓄再開日以降において、各年度内（備蓄開始日又は備蓄再開日の属する年度においては、備蓄開始日又は備蓄再開日の属する月の翌日以降当該年度の3月まで）に各期末在庫数量が備蓄数量目標を下回った月が3か月以上

(連続しない3か月も含む。)となった場合、速やかに農林水産大臣に理由書を提出しなければならない。その際、備蓄数量目標を下回った月であることの判定は、月内において2期以上の期末在庫数量が備蓄数量目標未滿となることで判定する。

(3) 農林水産大臣の取消し

農林水産大臣は、(2)の理由書により、備蓄数量目標を下回った理由が当該認定供給確保事業者の責に帰すことができないやむを得ないものと認められる場合を除き、その改善を求めるものとする。また、当該改善が十分に講じられていないと判断した場合は、速やかに当該認定供給確保事業者の認定供給確保計画の取消しを行うものとする。

附則

この通知は、令和5年3月2日から施行する。

附則

この改正は、令和6年7月5日から施行する。

別添様式1（第3（2）関係）

備蓄開始日の報告

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及びその実施について（令和5年3月2日付け4農産第4879号農林水産省農産局長通知）第3（2）の規定に基づき、下記のとおり報告するとともに、下記3の期間において備蓄数量目標以上の数量を恒常的に確保することを約します。

記

1 肥料原料名

注：複数の肥料原料について報告する場合は、原料ごとに本様式を作成し、報告すること。

2 備蓄数量目標及び備蓄開始日

- (1) 年間輸入量又は年間使用量： トン
(2) 備蓄数量目標： トン（(1)の数量に対して か月分）
(3) 備蓄開始日： 年 月 日

3 備蓄数量目標以上の備蓄数量を維持する予定の期間

年 月～ 年 月

注：原則として、2で記載した備蓄開始日の属する月から3年間以上の期間を記入すること。

別添様式2（第3（2）関係）

備蓄準備開始日の報告

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及びその実施について（令和5年3月2日付け4農産第4879号農林水産省農産局長通知）第3（2）の規定に基づき、備蓄準備開始日について下記のとおり報告するとともに、備蓄開始日までの間、下記2（2）の基準数量以上の数量を恒常的に確保することを約します。

記

1 肥料原料名

注：複数の肥料原料について報告する場合は、原料ごとに本様式を作成し、報告すること。

2 基準数量及び備蓄準備開始日

- (1) 年間輸入量又は年間使用量： トン
(2) 基準数量： トン（(1)の数量に対して か月分）（注）
(3) 備蓄準備開始日： 年 月 日

注：りん酸アンモニウムにあつては(1)の数量の1か月分の数量、塩化カリウムにあつては(1)の数量の2か月分の数量を記入すること。

別添様式3（第3（2）関係）

備蓄再開日の報告

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及びその実施について（令和5年3月2日付け4農産第4879号農林水産省農産局長通知）第3（2）の規定に基づき、備蓄再開日について下記のとおり報告するとともに、下記3の期間において備蓄数量目標以上の数量を恒常的に確保することを約します。

記

1 肥料原料名

注：複数の肥料原料について報告する場合は、原料ごとに本様式を作成し、報告すること。

2 備蓄数量目標及び備蓄再開日

- (1) 年間輸入量又は年間使用量： トン
(2) 備蓄数量目標： トン（(1)の数量に対して か月分）
(3) 備蓄再開日： 年 月 日

3 備蓄数量目標以上の備蓄数量を維持する予定の期間

年 月～ 年 月

注：原則として、2で記載した備蓄再開日の属する月から認定供給確保計画に記載した備蓄の終了する年月までの期間を記入すること。

別添様式 4 (第 4 (1) 関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

肥料原料備蓄事業における備蓄放出（活用）申請書

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の3か月分に相当する数量及びその実施について(令和5年3月2日付け4農産第4879号農林水産省農産局長通知)第4の(1)の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 放出（活用）原料・数量・放出（活用）予定期間

放出（活用）原料	数量	放出（活用）予定期間
	放出（活用）数量： トン (備蓄数量目標：トン)	年 月～ 年 月

注：複数の原料の活用申請を行う場合には、適宜上欄を追加すること。

2 放出（活用）原料の販売予定先

【肥料原料：】

販売予定先	数量
	トン
	トン

注1：複数の原料について申請を行う場合には、適宜上表を追加すること。

注2：申請者が肥料製造事業者であって、自らの肥料製造に肥料原料を利用する場合には、「販売予定先」の欄に「自社使用」と記入すること。

3. 放出（活用）理由

--

注：必要に応じ、理由が客観的に分かる資料を添付すること。

4 備蓄の放出（活用）及び回復に向けた計画

【肥料原料名： 】

実施内容	年月
備蓄原料の放出（活用）開始	年 月
備蓄原料の放出（活用）終了予定	年 月
備蓄数量目標以上の備蓄水準を回復するための原料の買入れ開始	年 月
備蓄数量目標以上の備蓄水準の回復	年 月

注：複数の原料の放出（活用）を行う場合には、適宜上表を追加すること。

（記載上の注意）

申請者が肥料製造事業者であって、自らの肥料製造に肥料原料を利用する場合には、本申請書における「放出」の記述を「活用」とすること。また、放出と活用の両方を行う場合は、本申請書における「放出」の記述を「放出・活用」とすること。

別添様式 5（第 5（1）関係）

肥料原料備蓄事業における肥料原料の期末在庫数量の報告（○年○月分）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

肥料原料備蓄事業における対象原料の備蓄に係る年間需要量の 3 か月分に相当する数量及びその実施について（令和 5 年 3 月 2 日付け 4 農産第 4879 号農林水産省農産局長通知）第 5（1）の規定に基づき、 年 月の各期における期末在庫数量について、別紙のとおり報告します。

